



確定申告は正しくお早めに

確定申告と納税の期限

- **所得税** 2月16日(金) から3月15日(木) まで
- **消費税 (個人事業者)** 4月2日(月) まで
- **贈与税** 2月1日(木) から3月15日(木) まで

○国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp> で確定申告書等の作成ができます。

○e-Tax(国税電子申告・納税システム) は、インターネットで申告や納税ができますので、是非ご利用ください。

詳細は、e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

■住基カードと電子証明書(公的個人認証)

e-Taxの利用登録を行うには、町で発行する「電子証明書(公的個人認証)」を使用し、公的個人認証取得には住基カードが必要となります。

写真付き住基カードは、公的個人認証を格納するほかにも行政機関や金融機関等の窓口で本人確認等を行う時の公的な証明書として活用され、運転免許証等の写真付き証明証がない方にはとても便利です。

発行は、住民課の窓口で手続きをお願いします。
(手数料が500円必要です。)

※問い合わせ

・ e-Tax に関すること 東金税務署

☎ 0475 (52) 3121

・ 電子証明書(公的個人認証) に関すること

住民課住民班 ☎ 1214

確定申告の無料相談会を開催します

東金税務署・税理士会

東金税務署及び税理士会では、今年も確定申告書作成に
ついでに無料相談会を開催しますので、ご利用ください。

	税務署相談会	税理士相談会
日時・会場	2月6日(火) 午前10時～正午 役場(本庁舎) 2階第1会議室	【1回目】 2月5日(月) 午前9時30分～正午 午後1時から4時 役場(本庁舎) 2階第1会議室 【2回目】 2月22日(木) 午前9時30分～正午 午後1時から4時 横芝公民館(行政センター隣) 2階第3会議室
対象者	①給与所得者で、所得税の還付を受けようとする方 ②年金受給者の方	①小規模納税者の方の所得税・消費税 ②年金受給者・給与所得者の方の所得税(譲渡所得は除く。)
その他	・申告書の收受も行います。 (勤務先又は社会保険庁等から交付された、源泉徴収票の原本の添付が必要です。)	・受付は午後3時30分に締め切らせていただきますので、お早めにご来場ください。

※相談会場へは、申告書を自分で作成できるように、筆記用具・電卓・前年の確定申告書の控え・印鑑等をお持ちください。

※問い合わせ 東金税務署 ☎ 0475 (52) 3121

知っておきたい

検察審査会

検察審査員に選ばれたら
ご協力を!

「交通事故、詐欺など被害にあったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。どうも納得ができない。」
このような人のために、検察官のした処分が正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。

検察審査会では11人の審査員がこの審査をします。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれることになっています。

あなたもいつか審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれたときには、国民の代表としてこの仕事にご協力をお願いします。

※問い合わせ

八日市場検察審査会事務局
☎ 1300